

地方創生に関する動き 第1号

平成27年4月21日
総務省

「移住・交流情報ガーデン」の開設について

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、「全国移住ナビ」を活用して総合的な情報提供を実施。

地方への移住や地方との交流に興味を持っている都市住民、団体

相談

＜移住・交流情報ガーデン＞
ワンストップ支援窓口

※国の各府省とも連携

- ・厚生労働省(仕事情報)
- ・農林水産省(就農支援情報) 等

※自治体等が実施する短期のPRイベントの場としても活用可



(ガーデン館内)



(3/28開催 移住フェアの様様)



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分
地下鉄/東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分
東京メトロ銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

全国移住ナビ（ラウンドホームページのイメージ）について

全国移住ナビ

移住・交流情報ガーデンの案内

ご意見・ご提案

自然と暮らす... 街で暮らす...

自分に合った暮らし探し

～好きな自治体を見つけて、移住を考えてみよう！～

ようこそ

全国移住ナビへ



内閣総理大臣
安倍晋三

お気に入り
リスト

- 仕事 8
 - 住まい 9
 - 動画 13
- 地図からの
検索も
こちら

探してみよう！ ～いろいろ検索～

地図から探そう！

お探しの都道府県・市区町村を選んでください。
地図の都道府県をクリックすると、市区町村の地図が表示されます。

都道府県・市区町村名で検索



こだわり観光情報から探してみる

見る、遊ぶ、食べる、、、
観光情報からお気に入りの場所を見つけよう

観光情報から探す →

体験談から探してみる

移住の先輩方から学ぼう

体験談から探す →

暮らしをイメージしよう！

仕事から探してみる

気になる地域の仕事をいろいろな
条件から検索できます

希望条件から仕事を探す →

住まいから探してみる

気になる地域の物件をいろいろな
条件から検索できます

希望物件から住まいを探す →

生活環境・ 交通から探してみる

気になる周辺施設を地図上から検索できます

生活環境・交通から探す →

動画で探そう！～3分でわかる素敵な地方の魅力～

今日の自治体（市区町村）



〇〇県〇〇市

地域に根差した、穏やかな暮らし



〇〇県〇〇市

温泉と自然が身近にある田舎暮らし



〇〇県〇〇市

定年後に農業を始めてみませんか



〇〇県〇〇村

農業を楽しもう。いい土地と水がある村

都道府県・市区町村名からも探せます



おすすめの項目から動画を探そう

お気に入りリスト ～全国からあなたが選んだ気になる自治体～

お気に入りリストへ

気になる自治体：仕事・住まい・自治体のページから追加してください。

- 〇〇市
- 〇〇市
- 〇〇市
- 〇〇市
- 〇〇市
- 〇〇市
- 〇〇市
- 〇〇市
- 〇〇市
- 〇〇市

気に入った自治体：動画のページから追加してください。

- 〇〇市
- 〇〇市
- 〇〇市
- 〇〇市
- 〇〇市
- 〇〇市
- 〇〇市
- 〇〇市
- 〇〇市
- 〇〇市

全国の自治体からのお知らせがあります。知りたい内容をクリックしてください

移住セミナーのお知らせ	地域おこし協力隊等のお知らせ	祭り・定期イベント情報	特別な催しのお知らせ	教育・医療などの暮らしの強み
03月23日（月）	【〇〇市】	〇〇市で農業をしながら田舎暮らしがしたい郵市部の方へ「ワンストップ窓口」を設置しています		
03月21日（土）	【〇〇県】	【初開催！】～〇〇〇〇～ 本気の移住相談会 in 東京が開催されます！		
03月21日（土）	【〇〇県】	【毎週月～金曜日@〇〇市内】〇〇への移住相談窓口を開設しています！（電話、メールでの相談も受付中）		
03月21日（土）	【〇〇県】	【毎週木・土曜日@〇〇市内】〇〇への移住相談窓口を開設しています！（電話、メールでの相談も受付中）		

地域を選んで 全国 一覧へ

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：概ね1年以上3年以下
- **総務省の支援**：概ね次に掲げる経費について、特別交付税により財政支援
 - ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
 - ② 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限
(報償費等200万円、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など) 200万円)
 - ③ 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組団体数の推移

⇒ **隊員数を28年度までに3,000人に!**

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
隊員数	89名	257名	413名	617名	978名	1,511名 (1,629名)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体

※各年度の特別交付税ベース

※26年度の隊員数のカッコ内は、名称を統一する「田舎で働き隊」の隊員数(118名)とあわせた隊員数である。

**隊員の
約4割は
女性**

**隊員の
約8割が
20歳代と30歳代**

**任期終了後、
約6割が
同じ地域に定住**
※H25.6末調査時点

ふるさと納税の拡充について

1. 特例控除額の拡充

地方六団体の要望等を踏まえ、特例控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2割に拡充する。

2. 返礼品（特産品）送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請

1とあわせて、ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、下記のような行為の自粛を地方団体に要請する。

（通知（技術的助言））

- ① 募集に際し、対価の提供との誤解を招きかねない行為
 - ・ 「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示
- ② ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）送付
 - ・ 換金性の高いプリペイドカード等
 - ・ 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品

3. 申告手続の簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設）

確定申告を必要とする現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合はワンストップで控除を受けられる仕組みを導入する。

返礼品（特産品）送付への対応について

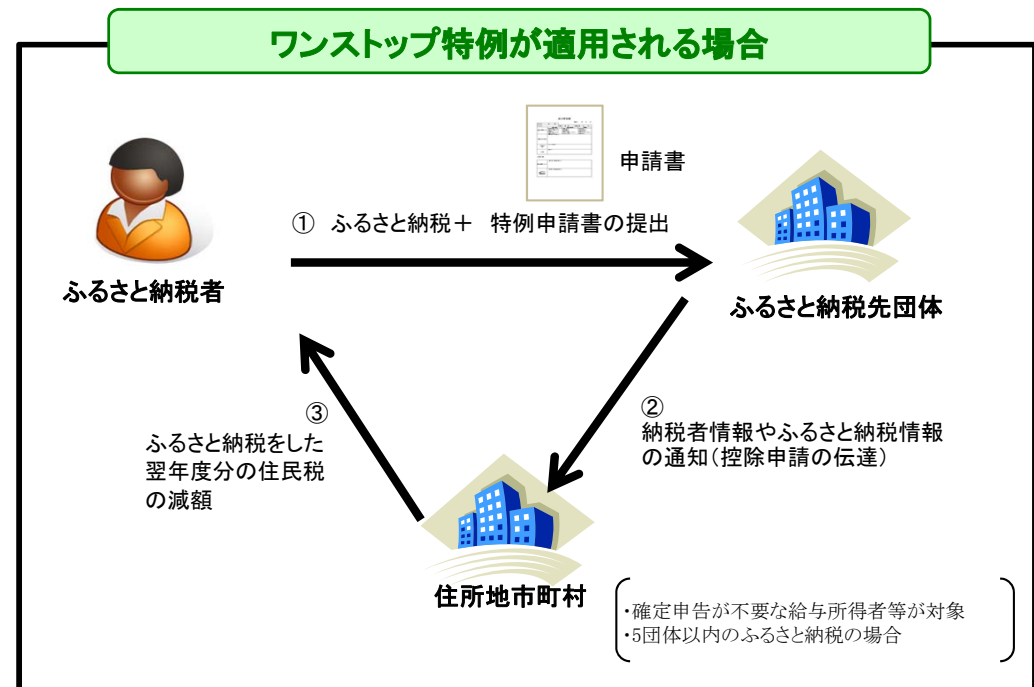
「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」(平成27年4月1日付総税企第39号)(抜粋)

- 2 本年度改正において、Ⅱの第1の1(2)ア及び第2の1(2)アのとおり特例控除額の控除限度額を引き上げることとしたところであるが、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、以下の点に留意の上、適切に対処されたいこと。
- (1) ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。
- ア 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、次に掲げるような、返礼品（特産品）の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすること。
- ・ 「返礼品（特産品）の価格」や「返礼品（特産品）の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示（各地方団体のホームページや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。）
- イ ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）を送付する行為を行わないようにすること。
- ① 換金性の高いプリペイドカード等
 - ② 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品（特産品）
- (2) ふるさと納税は、通常の控除に加えて特例控除が適用される仕組みであるが、その適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品（特産品）の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、当該返礼品（特産品）を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであること。
- (3) 各地方団体においては、上記(1)及び(2)を踏まえ、返礼品（特産品）の送付等、ふるさと納税に係る周知、募集その他の事務について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うこと。また、各都道府県においては、域内市区町村の返礼品（特産品）送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと。
- (4) ふるさと納税に関する窓口を明確化するなど、寄附者の利便性の向上に努めること。
- (5) 寄附を受ける地方団体は、ふるさと納税の用途（寄附金の使用目的）について、あらかじめ十分な周知を行うなど、当該団体に係るふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。
- (6) 寄附を受けた地方団体においては、寄附者の個人情報情報を厳格に管理すること。特に、返礼品（特産品）送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

「ふるさと納税ワンストップ特例」の基本的スキーム

- (1) 確定申告を行わない給与所得者等は、個人住民税課税市町村に対するふるさと納税（寄附）の控除申請を寄附先団体が本人に代わって行うことを要請できることとする。
(確定申告を行う者は、現行どおり、確定申告を通じて控除を受ける。)
- (2) 寄附先団体は、必要な事項を寄附者の個人住民税課税市町村に通知する。
- (3) 本特例が適用される場合は、個人住民税課税市町村は、翌年度の個人住民税において、所得税控除分相当額を含めて控除を行う。(確定申告を行った場合と同額が控除される。)
※ 確定申告を行う場合は、原則に戻ることとし、所得税と個人住民税から控除を受ける。

- (注)
- ・ マイナンバー、マイ・ポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入
 - ・ 5団体を超える地方団体へのふるさと納税（寄附）を行う者は、確定申告が必要



ふるさとと納税のPRの取組状況について

○ ふるさとと納税制度の拡充について新聞広告を掲載

- ・4月5日(日)に全国52紙(朝刊)(全国紙5紙含む)に掲載



ふるさと納税が、さらに身近になりました。

ふるさと納税制度は、自治体ふるさと納税(寄附)を行うと、一定の上限(ふるさと納税枠)まで、ふるさと納税額のうち2,000円を超える部分の全額が個人住民税等から軽減される仕組みです。

変更1 ふるさと納税枠を2倍に拡充

全額が控除されるふるさと納税枠(所得に応じて決まります)が2倍になります。例えば、枠が1万円だった方は、2万円になります。

これまで	これからは
ふるさと納税枠 1万円	ふるさと納税枠 2万円

変更2 5つの自治体までのふるさと納税は控除に必要な確定申告が不要に

ふるさと納税をした方
ふるさと納税の控除に
ふるさと納税をした方の住所が自治体
ふるさと納税をした自治体
ふるさと納税をした自治体

ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告の不要な給与所得等は、ふるさと納税の際に一定の手続きをすれば、確定申告なしで控除が受けられることとなります。

各自治体で行っている商品(特産品)返付については、総務省から、寄附金控除の軽減を求めた自治体と対応を要請しています。ふるさと納税枠の拡大方法など、具体的な取扱いについては、お住まいの市区町村ふるさと納税推進団体にお問い合わせください。

ふるさと納税について、さらに詳しく! [総務省 ふるさと納税](#)

平成27年度の地方税制改正では、(地方)消費税率の取扱い、法人税改革(特別税率等の拡充)などについて、制度改正が行われています。詳しくは、総務省のホームページ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czais.html

○ ふるさとと納税ポータルサイトの開設

- ・4月3日に総務省ふるさと納税ポータルサイトを開設

※ 併せて、ふるさと納税専用のフェイスブック、ツイッターを開設

日本中の応援があったからって、先生が言った。

2015年、ふるさと納税がさらに身近になりました。

- 特例控除額の上限を引き上げ
ふるさと納税枠が約2倍になりました
- ふるさと納税ワンストップ特例制度*
5つの自治体までのふるさと納税は控除に必要な確定申告が不要に
※2015年4月1日実行分が適用

ふるさと納税で「地方創生」

ふるさと納税で **日本を元気に!**

地方で生まれ育ち都会に出てきた方には、誰でもふるさとへ感謝したい思いがあるのではないでしょうか。育ててくれた、支えてくれた、一人前にしてくれた、ふるさとへ、都会で暮らすようになり、仕事に就き、納税し始めると、住んでいる自治体に納税することになります。税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みができないか。そのような思いのもと、「ふるさと納税」は導入されました。

ふるさと納税には**三つの大きな意義**があります。

ICT関連事業の取組の現状及び今後の予定について

▶ 経済対策・平成26年度補正予算に盛り込まれた以下の施策について着実に推進。

ICTまち・ひと・しごと創生推進事業

ICTを活用した街づくりの横展開に取り組む自治体や事業者等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費(機器購入、システム構築及び体制整備に向けた協議会開催等に係る費用)の一部を補助

- 平成27年2月25日(水)から3月20日(金)までの約1ヶ月間、提案公募を実施
- 交付決定先の選定に向けて、外部有識者による評価を実施中
- 交付決定先を4月中に決定予定

ふるさとテレワーク推進事業

地方における企業や雇用の受け皿となるサテライトオフィスや遠隔雇用の環境について、企業の特長や受け入れ自治体の規模等に応じたモデルケースの設定・検証とともに、教育・医療等の生活に直結するサービスを遠隔で提供する環境との連携について検証

- 平成27年3月31日(火)から提案公募を実施中(5月15日(金)までの約1ヶ月半)
- 外部有識者による評価を経て、委託先を6月中に決定予定

観光・防災Wi-Fiステーション整備事業

地域活性化の観点から、地方公共団体等が観光・防災拠点における公衆無線LANの整備を行う場合に、その事業費の一部を補助

- 平成27年1月19日(月)から2月6日(金)までの約3週間、提案公募を実施
- 外部有識者による評価を経て、交付決定先(34団体)を3月25日(水)に決定
- 3月11日(水)から追加公募を実施中

地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業

地域の魅力を発信する放送コンテンツの海外における継続的な放送を通じて、観光需要の増加や地域製品の販路開拓等、地域経済活性化に貢献。執行に際しては、関係省庁(総務省・経産省・外務省・観光庁)が密接に連携し、コンテンツ製作・現地化(字幕付与等)から海外での発信・プロモーションまで、一体的、総合的かつ切れ目なく支援を実施

- 請負主体の公募に向けて準備中
- 5月中に事業募集を開始。外部有識者による評価を経て、請負者を6月中を目途に選定予定

放送・通信の連携による地域コンテンツ流通促進事業

全国の各地域が保有しているコンテンツについて、その内外に向けて多様なメディアを通じた情報発信を可能とするため、放送と通信の連携技術の活用に係る技術的課題や、運用上の課題を解決するための実証実験を実施

- 平成27年4月から5月上旬に公募を開始
- 外部有識者による評価を経て、事業を平成27年5月以降に開始予定

G空間防災システムとLアラートの連携推進事業

安全で災害に強い社会を実現するため、Lアラートにおける自治体等による位置情報等の入力支援や、メディアによる災害情報の視覚化等の実証、LアラートやG空間情報に対応した自治体防災情報システムの標準仕様策定に向けた実証を実施

- 平成27年3月30日(月)から提案公募を実施中(4月28日(火)までの約1ヶ月)
- 外部有識者による評価を経て、委託先を6月中に決定予定

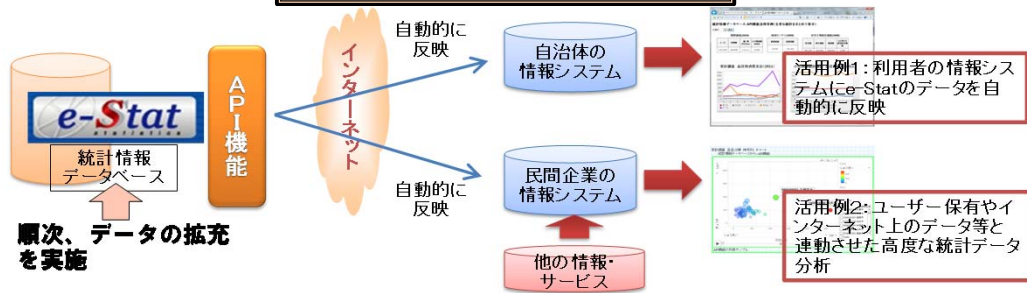
統計オープンデータの高度化について

政府統計の総合窓口(e-Stat)のAPI機能(※1)や統計GIS機能(※2)の充実・利用拡大、提供する統計データの拡充や先進化等、オープンデータの高度化を着実に推進。これにより、官民における統計データの活用を高度化させ、新たな付加価値を創造するサービスや革新的な事業の創出などを支援。

また、統計GISにおける小地域分析に特化した機能【jSTAT MAP】の提供や、アプリDe統計(※3)を活用した「ふるさと自慢」による地域情報の発信など、地域における企業活動や地域振興にも寄与。

今後、データ等の拡充や提供方法の更なる高度化を推進。

API機能の提供



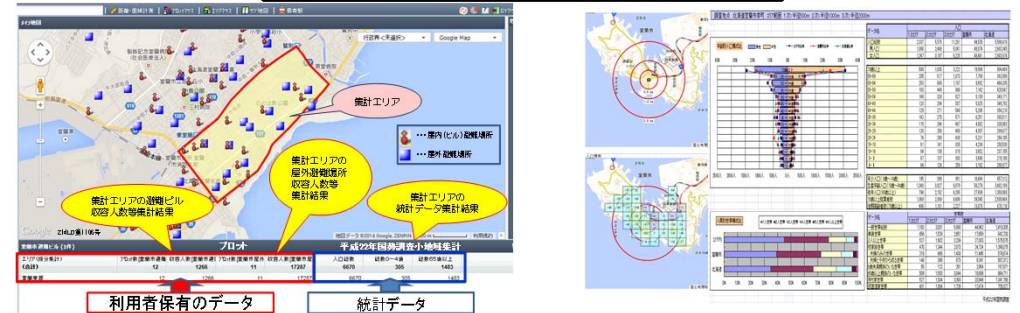
平成26年10月30日から統計情報データベースに登録している57統計についてAPI機能によるデータ提供を実施中。
統計情報データベースのデータ拡充を平成27年度に実施。

「アプリDe統計」の提供



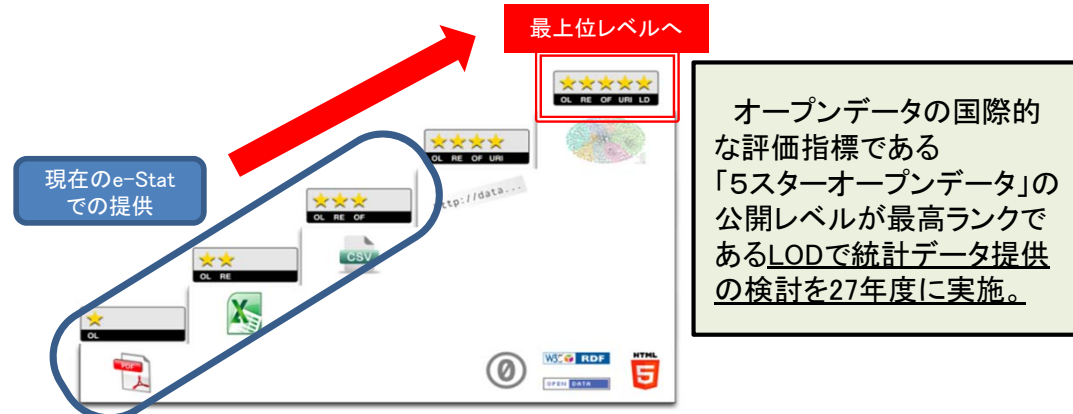
API機能を活用した統計情報提供アプリ「アプリDe統計」を提供。
8県378市区町村(平成27年4月1日現在)の地域情報を発信する「ふるさと自慢」も掲載。随時、掲載県・市区町村を拡大し、情報を更新。

jSTAT MAPの提供



平成27年1月20日から統計GISにおける小地域分析に特化した機能【jSTAT MAP】を提供中。

LOD(※4)のデータ提供の検討



※1 政府統計のポータルサイト「e-Stat」に蓄積された統計データを、機械判読可能な形式で提供する機能。これにより、利用者のホームページに掲載した統計データの自動更新等が可能となる。

※2 地図上で統計データを表示・分析することを可能とする機能。 ※3 身近な政府統計データを提供するスマートフォン・タブレット端末対応アプリ

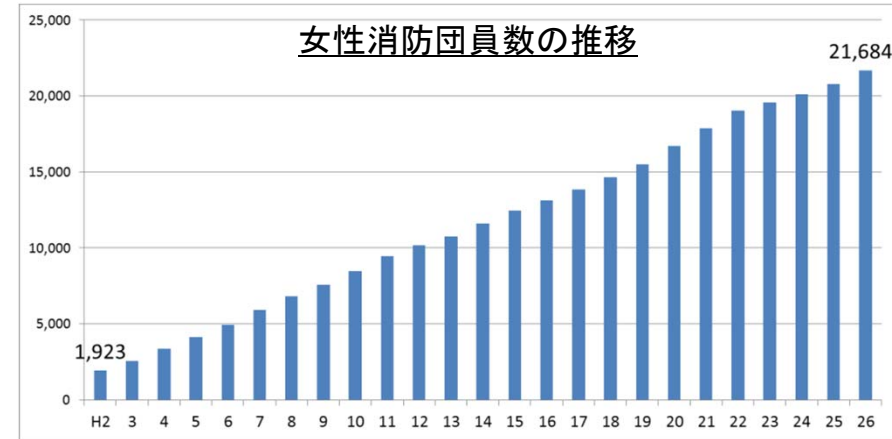
※4 Linked Open Dataの略。誰でも利用可能な全てのデータ同士をリンクさせたもの。これにより、これまで存在を把握していなかったデータであっても、漏れなく1回の検索で取得することが可能となる。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化

- 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を踏まえ、地域住民の安心・安全の確保に大きな役割を果たす消防団等について、消防団員の確保、装備や教育訓練の充実、自主防災組織等との連携強化を推進。
- 今後想定される南海トラフ巨大地震や大規模土砂災害等への対応の必要性及び東日本大震災の教訓を踏まえ、地域防災の中核である消防団の充実強化を図ることが喫緊の課題であることから、消防団員の災害対応能力の更なる向上を図り、地域防災力の一層の強化を推進。

① 消防団への若者・女性等の加入促進

- 消防団を中核とした地域防災力の向上のため、女性や若者を始め幅広い層の消防団への加入促進を図るためのモデル事業を実施（全国25箇所程度）
- 「地域防災力充実強化大会」として、国民各界・各層の参画による大会を東西で開催
- 消防団員の確保推進等に必要な知識や経験を有する者を「消防団員確保アドバイザー」として認定の上、地方公共団体の要請に基づいて派遣し、消防団員の確保等に向けた具体的な方策等をアドバイスする



② 消防団の装備・訓練の充実強化

- 南海トラフ巨大地震や土砂災害等の大規模災害に備えるため、被害が想定される関係府県の消防学校に対して、救助資機材を搭載した消防ポンプ自動車を整備し、地域の防災力の向上を推進

③ 自主防災組織等の充実強化

- 自主防災組織に資機材を無償貸付し、消防団と連携した地域防災リーダーの育成等により、自主防災組織等を活性化するとともに、地域防災拠点を整備し、地域防災力を向上



地域防災拠点施設



チェーンソー



油圧カッター



エンジンカッター



投光器

※写真はイメージ

消防団員の確保に向けた広報ポスター



自分に何ができるのか、探していた。これしかない！と思った。

【機能別消防団員・分団制度】

特定の活動にのみ参加することもできます。

持っている能力や技術を生かし、入団時に決めた特定の活動・役割に参加する制度。災害時よりもより平常時においても、様々な活動とおして、地域に貢献することができます。

※活動の種類や内容は、消防団によって異なります。
※活動内容は、事前の取り決めなどにより決定されます。

機能別団員・分団の例	
機能別団員	
火災予防・広報団員	消防職団員 OB 団員
機能別分団	
バイク隊・水上バイク隊	女性消防分団
音楽隊	大規模災害のみ活動する分団

【消防団協力事業所表示制度】

地域防災体制の充実強化にご協力ください。

被雇用者団員が増加する中で、消防団員の活動しやすい環境を作るためには、消防団員を雇用している事業所の理解と協力が不可欠です。消防庁では、「消防団協力事業所表示制度」を設け、地域防災力の充実強化の一層の推進を図ることとしております。認定を受けた事業所は、取得した表示証を表示することにより、地域社会に社会貢献を示すことができます。



消防団のホームページはこちら
<http://www.fdma.go.jp/syobodan>



お問い合わせ先

消防団とは何ですか.....Q&A

Q1 消防団とは何ですか？



消防団は消防本部・消防署と同様に市町村の消防機関です。「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、普段は様々な仕事に就いている住民が非常勤特別職の地方公務員として災害等に対応します。

Q5 女性や学生でも参加できますか？



全国で約2万人の女性消防団員が、各家庭への防火訪問や児童・幼児への防火教育、広報活動等、多岐にわたり活躍しています。また大学生・専門学校生も年々増え、若い力を生かし活発に活動しています。

Q2 消防署とはどう違うのですか？



消防本部・消防署に勤務する消防職員が専門の職業であるのに対し、消防団員は各自の仕事に就きながら、災害時の消防・防災活動や平時の訓練などに従事します。

Q6 待遇などはどうなっているのですか？



市町村から数万円程度の年額報酬や出勤手当（概ね1回数千円程度）などが支給されます。また一定期間以上勤務して退団した際の退職金や年金、被服の貸与、公務災害補償などがあります。

Q3 働きながらでも参加できますか？



消防団員は通常、各自の仕事に就きながら、災害時の活動、平時の訓練、防火啓発活動等に従事しています。

Q7 火災などの災害時には、どのような活動をするのですか？



火災が起きた際、消防職員と協力して消火活動や近隣住民の安全確保、周辺の交通整理などを行います。また風水害時には、河川等の警戒や土の積み、避難の呼びかけなど、様々な災害対応を行います。

Q4 普段はどういう活動をしているのですか？



災害に対応するための訓練や機材の整備点検、住宅用火災警報機の普及活動、防火訪問など、平常時は地域のために活動しています。

Q8 消防団に入るにはどうすればいいですか？



消防団の入団資格は市町村ごとの条例で定められています。詳しくは、市役所・町役場が最寄りの消防署までお問い合わせください。